

## 第1回

新連載

# 税法入門

税務特別委員会は、長年にわたり熱心な研究を積み重ねている。赤本の通称で好評を博している「法律家のための税法」は、貴重な税法知識を我々に提供している。この度、新たに税法入門の連載をお願いした。最近の判例を取り上げ解説していく。執筆は委員会のメンバーが担当する。

## 納税者が最高裁で逆転勝訴 貸倒損失として損金計上が認められる — 還付税額は3000億円超 —

### 事案の概要

X銀行は、旧住専に対する貸付債権を全額回収不能として貸倒損失に計上したが、Y税務署長は損金算入を否認して更正処分を行なった。

### 主たる争点

貸倒損失の損金計上基準である「金銭債権の全額が回収不能」の判断方法

### 判決要旨

#### 【平成16・12・24最高裁判所第二小法廷判決】

金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そして、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならないが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。

### 解説

1. 事実上の貸倒損失を損金に算入する基準は何か  
金銭債権は全額回収不能の場合に損金に算入できる。

なぜ「全額回収不能」という制約があるかという点、法人税法33条2項が金銭債権については棚卸資産のように評価減をして損金に算入することを認めていないからである。

#### 2. 「全額回収不能」の判断基準は何か

では、どのような場合に金銭債権が「全額回収不能」といえるのか。

二審の東京高裁判決は、全額回収不能を「債務者の実際の資産状況、支払能力等の信用状態から当該債権の資産性が全部失われた」場合と狭く考えた。

これに対し、最高裁は債務者側の事情だけでなく、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった「債権者側の事情、経済的環境等」も考慮するとして、判断の基礎となる事由の範囲を拡大した。

### コメント

1. 本判決により、債権の全額が回収不能かどうかは「債務者側の事情」だけでなく「債権者側の事情」等を踏まえて判断するものとされたので、貸倒損失の認められる範囲は従来の実務より拡大したといえる。しかし、最高裁は「社会通念に従って総合的に判断」という抽象的な基準しか示していないので、具体的な基準の明確化は今後の事案の集積を待つ必要がある。

2. 要件事実的な観点から分析すると、この要件は規範的な評価概念であるから、原告が債権について「全

額回収不能」にあたるというためには、評価根拠事実として、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情や債権者側の事情、経済的環境を具体的に主張立証することが必要になると思われる。

3. なお、今回の最高裁の判決をうけて、国税庁は貸倒損失の損金算入に係る事前照会体制を整備した。納税者としては、この事前照会制度を活用して将来の不測の事態を回避するという選択肢も生まれた。

### keyword 還付加算金

税務訴訟において更正処分が取り消され、還付金等が還付される場合、利息として、国または地方団体がそれを保有していた期間の日数に応じて計算された金額が加算される。この還付加算金の利率は、年7.3%（または、前年の11月末日の公定歩合+4%）であり、低金利の現状においては極めて高い利率であるといえる。本件では、国税当局及び東京都は、この高率の還付加算金がかさむのをさけるために、最高裁判決が出

た当日に還付金の支払を行なったといわれている。それでも、国税当局は、X銀行が納付した追徴税額（加算税、重加算税を含む）約1,500億円に加えて還付加算金約680億円を支払ったといわれており、また、東京都は、追徴課税額約439億円に加えて還付加算金201億円を支払ったといわれている。国・地方合計で支払われた還付金合計は3,000億円を超えたといわれている。

#### <参考文献>

●最高裁判決全文は、最高裁ホームページ参照

(<http://courtdomino2.courts.go.jp/home.nsf>)

「最近の主な最高裁判決」→「平成16年12月24日第二小法廷判決 平成14年（行ヒ）第147号 法人税更正処分等取消請求事件」

●国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>)

「申告・相談に関するお知らせ」→「平成16年12月24日最高裁判決を踏まえた金銭債権の貸倒損失の損金算入に係る事前照会について」

（税務特別委員会委員長 山本 英幸）